

専第4号

控訴の提起の件

控訴の提起について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

県は、次のとおり控訴を提起するものとする。

1 当事者

控訴人（第一審被告）

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田康一

被控訴人（第一審原告）

2 事件名

国家賠償請求控訴事件（第一審 鹿児島地方裁判所鹿屋支部令和4年（ワ）第31号国家賠償請求事件）

3 事件の内容

令和3年6月12日午後4時40分頃、被控訴人[黒]が県道塗木大隅線を被控訴人[黒]所有の原動機付自転車で走行していたところ、走行車線上の道路陥没によって生じた穴に車輪を取られて転倒する事故が発生した。

この事故に関し、被控訴人らは、令和4年2月25日鹿児島地方裁判所鹿屋支部に対し、国家賠償法第2条第1項の規定に基づき、県を被告とする損害賠償請求の訴えを提起していたところ、同裁判所は、令和5年3月28日に被控訴人らに対する県の損害賠償責任を認める判決を言い渡した。

4 控訴の趣旨

次の判決を求める。

- (1) 原判決中、控訴人の敗訴の部分を取り消す。
- (2) 被控訴人らの控訴人に対する請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一審及び第二審とも被控訴人らの負担とする。

5 控訴の理由

鹿児島地方裁判所鹿屋支部令和4年（ワ）第31号国家賠償請求事件について、同裁判所が令和5年3月28日に言い渡した判決は、敗訴部分につき不服であるから控訴する。